平成２２年（フ）第７２号
さいたま市西区大字島根797番地、旧住所埼玉県朝霞市岡３丁目13番50号　グレーマジック102
債務者　戸張　雄一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
さいたま市中央区下落合２丁目５番２号　遊馬コーポ202
債務者　佐藤　豊子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
さいたま市南区大字大谷口981番地16　ビレッジハイツ野口101号
債務者　下川　明美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
岐阜県多治見市大畑町６丁目38番地　ヤマカ陶料社宅１－Ｄ
債務者　川田　伸子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３２号
岐阜県中津川市福岡1140番地１　コーポ福岡Ｃ－２号
債務者　足立　和也
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６５９号
大阪府八尾市東太子２丁目１番12号
債務者　泉本　秋子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番６号　柿の木文化東棟208号
債務者　野村　正勝
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1240番地６
債務者　濵﨑　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
長崎県長崎市川平町1070番地４　市営川平アパート１棟201号
債務者　原　　一也
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
長崎県長崎市界２丁目13番11号　サンコーポさかい101号
債務者　江崎　　賢
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目24番23号　樺山ハイツ202号２階
債務者　北川　雅浩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４０号
北海道旭川市旭町２条14丁目297番地の89、申立時の住所札幌市中央区南７条西１丁目２番地１　ディークラディアＳ７―205号
債務者　村上　知治
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８５号
札幌市西区発寒10条２丁目４番１―105号
債務者　森田　雄樹
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１５０号
札幌市北区新川３条４丁目１番16号
債務者　岡崎　実香
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２５５号
北海道江別市高砂町36番地の２　市役所前ハイツセーラ101号
債務者　好川　義文
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２８１号
北海道千歳市弥生３丁目３番９号
債務者　若佐　聖子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３６０号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地17―503
債務者　杉村　　浩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで札幌地方裁判所民事第４部